

ウェブアンケートの回答方法

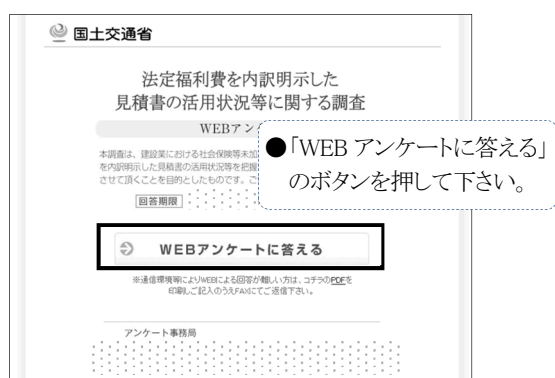
ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

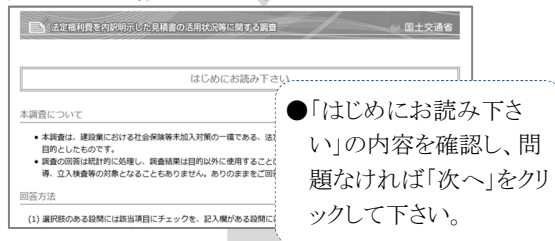
<https://www.ari.co.jp/fukuri/>

※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい

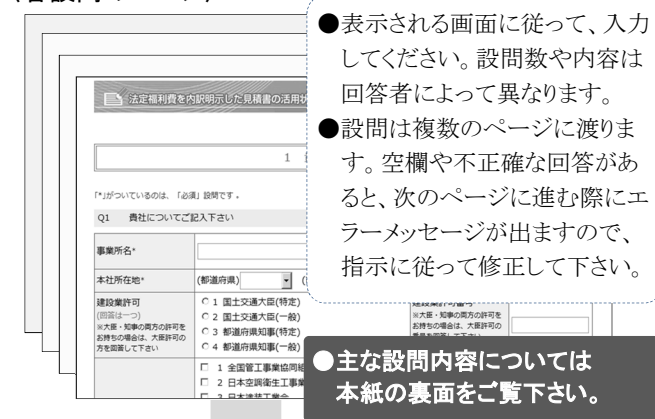
2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。



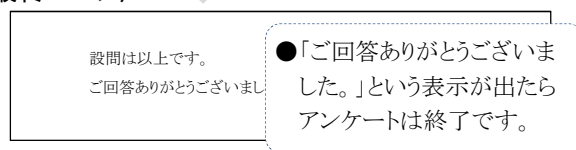
〈はじめにお読み下さい〉



〈各設問のページ〉



〈最終ページ〉



※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

お問い合わせ

アンケート事務局

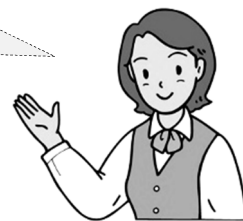
TEL:03-3830-0086 (平日 10:00-17:00 受付期間 ~2月18日(金))

※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直してください

FAX:03-5259-6381

本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は10分程です。※ご回答者様により設問内容に変動があります。



1. 貴社の概要について

- ・ 基本情報
(事業所名、企業形態、本社所在地、建設業許可、建設業許可番号、所属団体、主な許可業種、資本金、従業員数)
- ・ 請負工事の概要
(元請／下請、公共／民間工事の割合、工事の発注者の属性、最も多い請負階層、請負った工事の元請企業)

2. 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

- ・ 下請企業・協力会社の有無
- ・ 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認・指導について（企業、従業員・作業員）

3. 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

- ・ 下請企業等からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの法定福利費の算出根拠となる労務費総額を明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの建設技能者の地位や技能を踏まえた見積書の提出の有無
- ・ 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っているかの有無
- ・ 法定福利費を見積もっていない理由

4. 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

- ・ 日本建設業連合会「労務費見積り尊重宣言」全国建設業協会「単価引上げ分アップ宣言」の認知の有無
- ・ 注文者からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者からの労務費総額を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出した際の注文者の反応
- ・ 注文者からの法定福利費の支払い状況
- ・ 注文者に法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった、減額された理由
- ・ 注文者に対して提出する見積書の様式について
- ・ 見積書に内訳明示した法定福利費額の算出方法について
- ・ 想定人工の積上げにより算出した労務費について

5. 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

- ・ 請負代金内訳書等における法定福利費の明示の有無
- ・ 請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由
- ・ 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由

6. 民間発注工事における誓約書の提出について

- ・民間発注工事の注文者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」の提出の有無
- ・誓約書を提出していない理由

7. 建設キャリアアップシステムについて

- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
- ・建設キャリアアップシステムの技能者登録の有無

8. 一人親方について

- ・下請や協力会社に、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方の有無
- ・直接雇用している建設技能者の社員と常時もしくは継続的に従事している一人親方について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの内容について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの報酬について
- ・一人親方が実際に現場作業を行うときの仕事量や配分について
- ・一人親方が実際に現場で作業をする際の機械・器具について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの見積書の作成について
- ・一人親方に仕事を依頼するとき、見積書の作成を求めない理由について
- ・一人親方に仕事を依頼するときの契約書の作成について
- ・一人親方に仕事を依頼するとき契約書の作成を求めない理由について
- ・施工体制台帳の作成を要する工事において、一人親方に再下請負をする場合の書類の提出状況について
- ・貴社が一人親方に工事を発注する理由について

以上